



税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期
国民健康保険税／第8期
後期高齢者医療保険料／第8期
保育料／2月分
納期限／2月28日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付等)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

住宅借入金等特別税額控除の拡充等について

○子育て世帯等における借入額の上乗せ
子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が令和6年に入居した場合には、借入限度額が次のとおり上乗せされました。

新築・買取再販住宅	借入限度額	
	子育て世帯等	それ以外
認定住宅	5,000万	4,500万
ZEH水準省エネ住宅	4,500万	3,500万
省エネ基準適合住宅	4,000万	3,000万

○令和6・7年に入居予定の新築住宅に係る住宅借入金等特別税額控除

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合していない住宅は、住宅借入金特別税額控除を受けられません。

確定申告書用紙の配布部数減少について

確定申告書の電子化に伴い、税務署から市町村への用紙の配布枚数が減少しています。確定申告書用紙が必要な方は、国税庁ホームページからのダウンロード等やスマホやパソコンからe・Taxを利用しての申告にご協力をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

また、マイナンバーカードを利用してe・Taxで申告する際、マイナポータルと連携することで、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単・便利に手続きを行うことができます。(連携できない情報もあります。)

●問合せ先
総務部税務課

令和7年度 村公式ホームページ バナー広告募集

本村では、村の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図るため、村公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

●掲載場所・枠数
村公式ホームページのトップ

ページの下端8枠

●掲載期間

4月1日(火)～

令和8年3月31日(火)

●広告掲載料

一枠あたり 月額5,000円

・12カ月掲載(4月1日(火)～令和8年3月31日(火))

50,000円

・6カ月掲載(4月1(火)～9月30日(火))または10月1日(水)～令和8年3月31日(火))

25,000円

※掲載料は一括前納となります。

●申込期限

4月1日(火)掲載分

2月28日(金)

●申込方法

村公式ホームページより「飛鳥村広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、総務部企画課へ提出してください。

●問合せ先

総務部企画課



村公式ホームページ